

## 佐賀県条例第五十号

佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施

行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者に対する発行手数料)

第二条 法第三条第二項に規定する申請者は、同条第七項の規定により同条第六項に規定する電子証明書(以下「電子証明書」という。)の提供を受ける際、当該電子証明書の発行に係る手数料(以下「発行手数料」という。)を同条第二項に規定する市町村(次項において「住所地市町村」という。)に納付しなければならない。

2 住所地市町村は、前項の規定により納付された発行手数料を指定認証機関(法第三十四条第一項に規定する指定認証機関であつて、知事が同項に規定する認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。)に納付しなければならない。

3 発行手数料の額は、法第三十四条第一項の規定により指定認証機関が行う法第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用(次項において「電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用」という。)を基礎として、当該指定認証機関が定める。

4 指定認証機関は、電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用の増減を勘案し、必要があると認めるときは、発行手数料の額の改定を行うものとする。

5 前二項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該発行手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(署名検証者に対する情報提供手数料)

第三条 法第十七条第四項に規定する署名検証者は、法第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供(次項第一号及び第三号において「保存期間に係る失効情報の提供」という。)及び同条第二項の規定による保存期

間に係る失効情報ファイルの提供（次項第二号及び第三号において「保存期間に係る失効情報ファイルの提供」という。）を受けたときは、当該失効情報及び失効情報ファイルの提供に係る手数料（以下「情報提供手数料」という。）を指定認証機関に納付しなければならない。

2 情報提供手数料の額は、次に掲げる事項を考慮して、指定認証機関が定める。

一 保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用  
二 保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用

三 保存期間に係る失効情報の提供及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受ける目的の公共性

四 前三号に掲げるもののほか、指定認証機関が必要と認める事項

3 指定認証機関は、前項各号に掲げる事項を勘案し、必要があると認めるときは、情報提供手数料の額の改定を行うものとする。

4 前二項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

（規則への委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。